

○森林法施行令

(昭和二十六年七月三十一日)

(政令第二百七十六号)

第一条～第二条の二（略）

（開発行為の規模）

第二条の三 法第十条の二第一項の政令で定める規模は、次の各号に掲げる行為の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める規模とする。

- 一 専ら道路の新設又は改築を目的とする行為 当該行為に係る土地の面積一ヘクタールで、かつ、道路（路肩部分及び屈曲部又は待避所として必要な拡幅部分を除く。）の幅員三メートル
- 二 太陽光発電設備の設置を目的とする行為 当該行為に係る土地の面積〇・五ヘクタール
- 三 前二号に掲げる行為以外の行為 当該行為に係る土地の面積一ヘクタール

（令四政三一三・全改）

第二条の四～第六条（略）

（都道府県森林審議会の部会）

第七条 都道府県知事は、必要があると認めるときは、都道府県森林審議会に部会を置き、その所掌事務を分掌させることができる。

- 2 部会に部会長を置き、会長が指名する委員をもつて充てる。
- 3 委員の所属部会は、会長が定める。
- 4 都道府県森林審議会が特に定めた事項については、部会の決議をもつて総会の決議とすることができる。

第九条～第十五条（略）